

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第13号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月28日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、保育所施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成25年10月28日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 173,154円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 65歳女性
- 3 事故の概要
平成24年11月22日午前10時45分頃、亀岡市立東本梅保育所を訪問した際、床ワックス掛けにより滑りやすくなっていた廊下で転倒し、左手首を骨折した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 173,154円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 65歳女性

3 事故の概要

平成24年11月22日午前10時45分頃、亀岡市立東本梅保育所を訪問した際、床ワックス掛けにより滑りやすくなっていた廊下で転倒し、左手首を骨折した。